

（趣旨）

第1条 本市発注工事の入札・契約手続きのより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するため、一般競争入札を行うに当たり、その手続きについては、この要綱に定めるところによるものとする。

（対象工事）

第2条 本対象工事は、1件の予定価格が1億5千万円以上の工事とするものとする。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

（入札の公告）

第3条 市長は、前条により一般競争入札に付す場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第6号）第167条の6及び大野城市財務規則（昭和53年規則第3号）第87条に基づき、大野城市公告式規則により公告するものとする。

2 入札公告は、市長が指定する場所及びインターネットを利用して公告するものとする。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

（競争参加資格）

第4条 大野城市財務規則第87条第2項により競争に参加する者に必要な資格に関する事項を公告するとともに、入札説明書においても下記の事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 対象工事の工事種別に係る競争参加資格の認定の際に「大野城市において建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」により定めた客観的点数が一定の点数以上の者であること。
- (4) 対象工事と同種の工事の一定規模以上の施工実績があること。
- (5) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適性であること。
- (6) 大野城市指名停止等の措置に関する規則（平成4年規則第9号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

2 前項第3号に定める競争参加資格として用いる客観的点数は、対象工事の規模・構造により定めるものとする。

（競争参加資格の決定）

第5条 前条に規定する資格は、第17条に規定する競争参加資格委員会の議を経て、市長が決定するものとする。

（入札説明書の交付）

第6条 入札説明書の交付に当たっては、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始することとし、競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日まで交付するものとする。
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。
- (3) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、公告において明らかにするものとする。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

（申請書及び資料の提出）

第7条 申請書及び資料の提出については、次に掲げる事項により求めるものとし、この旨を公告及び入札説明書により明らかにするものとする。ただし、第4号から第6号に掲げる事項については、公告を省略するものとする。

- (1) 市長は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日間とする。ただし、共同企業体を契約の相手方とする場合においては、14日間とする。
- (3) 申請書及び資料の提出場所は、総務部財政課とする。
- (4) 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。
- (5) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに市長が競争参加資格がないと認めた者は、

当該競争に参加できないものとする。

(6) 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により、次に掲げる事項に留意し作成するものとし、この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 市長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこととする。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しないものとする。

④ 提出期限以降における申請書又は資料差し替え及び再提出は、認めないものとする。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

⑥ その他市長が必要と認める事項

(資料の内容)

第8条 資料の内容は、次に掲げるものとし、入札説明書において明らかにするものとする。なお、第1号及び第2号については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載ができるものとし、かつ、第2号については、複数の候補技術者を記載することができるものとする。この旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(1) 施工実績 第4条第1項第4号に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者 第4条第1項第5号に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事経験

(3) 施工計画 第4条第1項第5号に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

第9条 市長は、競争参加資格の有無の確認を行う場合には、競争参加資格委員会の議を経て次により行うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(1) 競争参加資格の確認は、申請書、添付書類及び資料の提出期限をもって行うものとする。

(2) 所定の期限までに競争参加資格の確認の結果を書面により通知するものとする。

(3) 競争参加資格がないと認めたものに対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、通知するものとする。

(4) 前号の通知は、原則として、申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して10日以内に行うものとする。

(競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明については、次に掲げる事項により行うものとする。その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格の確認の通知をした日の翌日から起算して7日（大野城市の休日を定める条例（平成元年条例第17号。以下「条例」という。）に規定する休日を含まない。）以内に市長に対して、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

(2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとし、郵送又は電信によるものは受け付けない。

(3) 前号の書面の提出場所は、総務部財政課とする。

(4) 市長は、第1号の説明を求められたときは、原則として、競争参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 市長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合には、前条第3号による通知を取り消し、前号の回答と併せて、改めて競争参加資格がある旨の通知を行うものとする。

2 前項第4号の回答及び第5号の通知を行う場合は、競争参加資格委員会の議を経て行うものとする。

(現場説明会)

第11条 対象工事の発注に係る現場説明会を開催する場合には、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 現場説明会は、市長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。
- (2) 現場説明会を行う場合においては、現場説明会を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① 現場説明会を行うこと。
 - ② 現場説明会の日時及び場所
 - ③ その他市長が必要と認める事項
- (3) 現場説明会を行う日は、前条の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続きが終了した以降の日とするものとし、原則として、入札執行日の10日前の日とする。

(仕様書等に関する質問)

第12条 仕様書等に関する質問の提出があった場合には、次により取り扱うものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明及び入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、第10条の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで（現場説明会を行う場合においては、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、現場説明会の日々の2日後まで）とする。
- (3) 質問書の提出場所は、総務部財政課とする。
- (4) 質問書の提出は、提出場所へ持参し、又は郵送することにより行うものとし、電信によるものは受け付けない。
- (5) 質問に対する回答書の閲覧期限は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の前日に終了するものとする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧場所は、市庁舎内とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金及び契約保証金については、大野城市財務規則に定めるとおりに取り扱うものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにする。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

(最低制限価格)

第14条 対象工事については、最低制限価格を設定するものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札の執行)

第15条 入札の執行は、次により行うものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

- (1) 入札は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して8日後に執行するものとする。
- (2) 市長は、入札の執行に先立ち、競争参加資格があることを確認した旨に通知書の写しを入札参加者に提出させるものとする。
- (3) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事内訳書の提出を求めるものとする。
- (4) 開札に際しては、これを公開するものとし、入札執行の場所において、希望者は傍聴できるものとする。その際、傍聴者は名簿に記載し、傍聴心得を遵守し、傍聴するものとする。

(入札の無効)

第16条 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者並びに申請書及び資料に虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書、現場説明書等において示した条件等に違反した入札は、無効とする。その旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す旨及び市長により競争参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において大野城市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を受けている者その他の入札時点において第4条に掲げる資格のない者は競争参加資格がない旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(競争参加資格委員会)

第17条 市長は、次に掲げる事項を審査するため、競争参加資格委員会を設置するものとする。

- (1) 競争参加資格に関する事項
 - (2) 競争参加資格の有無
 - (3) 競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明に対する事項
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 競争参加資格委員会は、副市長を長とし、各部長、会計管理者、上下水道局長及び議会事務局長をもって構成する。
- 3 市長が必要があると認めるときは、前項の構成委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 競争参加資格委員会の運営については、大野城市指名業者選考委員会等設置規程（平成7年規程第4号）を準用するものとする。

一部改正〔平成18年要綱14号・40号・19年12号〕

(特定建設工事共同企業体を契約の相手方とする場合)

第18条 特定建設工事共同企業体により一般競争入札を行わせる場合は、次に掲げる事項により行うものとする。

- (1) 第3条に規定する公告と大野城市共同企業体運用要綱（平成5年要綱第18号。以下「共同企業体運用要綱」という。）第7条第1項に係る公示は、同一日に行うものとする。
- (2) 共同企業体運用要綱により特定建設工事共同企業体としての認定を受けていることを競争参加資格とする。その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- (3) 第4条に競争参加資格として定める同種の工事の施工実績及び配置予定の技術者の資格は、共同企業体運用要綱第6条に定める構成員の資格要件と整合がとれたものとする。

一部改正〔平成18年要綱14号・19年29号〕

(その他)

第19条 落札者は、第8条の資料に記載した配置予定の技術者が当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

- 2 この要領に定めのない事項は、大野城市財務規則の例による。
- 3 共同企業体に関し、この要領に定めのない事項は、共同企業体運用要綱による。